

## 札幌市円山動物園学生実習要綱

### (目的)

第1条 この要綱は、札幌市円山動物園（以下「動物園」という。）が大学生又は専門学校生等を対象として実施する各種実習について、必要な事項を定めることを目的とする。

### (実習内容とコース)

第2条 実習内容は次のとおりとする。

- 一 学芸員資格取得に必要とされる、博物館法施行規則第1条に規定する博物館実習（以下「博物館実習」という）
- 二 動物園動物飼育業務の体験もしくは野生動物取扱・管理技術の習得を目的とする実習（以下「飼育実習」という。）
- 三 動物園における獣医師業務の体験もしくは野生動物を対象とした獣医学的処置の習得を目的とする実習（以下「獣医実習」という。）

### (実習受講者)

第3条 実習を受講できるものは、次の事項のいずれかに該当する者で、札幌市円山動物園長（以下「園長」という。）の承認を受けたものとする。

- 一 博物館実習  
大学において学芸員資格の取得のため、博物館法第5条第1項に基づく博物館実習の単位取得を目的とする者。
- 二 飼育実習  
大学又は専門学校等において自然科学系の学科を専攻し、動物園動物飼育業務の体験及び野生動物取扱・管理技術の習得を希望する者。
- 三 獣医実習  
大学において獣医学を専攻する4年生以上で、動物園における獣医師業務の体験及び野生動物を対象とした獣医学的処置の習得を希望する者。

### (受講申請)

第4条 実習の受講を希望する者は、実習受講申請書に関係書類を添えて、事前に申請しなければならない。

2 動物園は、申請時に提出された個人情報を実習受け入れ事業以外の目的には使用してはならない。

### (受け入れの可否)

第5条 申請を受けた動物園は、提出書類により受け入れの可否について選考を行い、選考結果について本人又は所属する学校へ通知する。

(実習期間及び時間)

第6条 実習期間及び時間は次のとおりとする。

一 博物館実習

実習期間は原則として2週間以内の5日間以上とし、合計30時間以上とする。実習時間は職員の標準的な勤務時間に準ずるが、実習内容に応じて調整できる。

二 飼育実習

実習期間は原則として2週間以内とする。実習時間は職員の標準的な勤務時間に準ずるが、実習内容に応じて調整できる。

三 獣医実習

実習期間は原則として6週間以内の5日間程度とする。実習時間は職員の標準的な勤務時間に準ずるが、実習内容に応じて調整できる。

(義務及び権利)

第7条 実習生は動物園職員の指示に従わなければならない。

2 実習生は実習に際し、職員の作業に支障を与えてはならない。

3 故意、不注意により動物園に損害を与えた時は、本人又は保証人の責任において償うものとする。

4 実習に係る事故、負傷及び疾病に対しては、動物園に一切の責を生じない。

(実習の成果)

第8条 実習生は実習終了後、実習の成果をまとめ、園長に提出しなければならない。

(実習の中止)

第9条 実習期間中に実習生として相応しくない言動があった場合には、理由の如何を問わず実習を中止することができる。

(その他)

第10条 この要綱に定めのない事項については、その都度、園長が定める。

附 則

この要綱は、令和4年6月16日から施行する。